

京都市告示第430号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年2月18日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久我2号線	伏見区久我石原町6番地の50地先から 同町5番地の27地先まで	旧	メートル 61.30	メートル 2.00 ~ 2.95
		新	61.30	3.29 ~ 9.80
久我5号線	伏見区久我石原町5番地の26地先から 同町5番地の102地先まで	旧	96.30	0.70 ~ 3.25
		新	96.30	6.00 ~ 6.64

(建設局土木管理部道路明示課)